

福島市における当面の対応

令和3年4月12日
福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 市内での感染者数が拡大傾向であり、再び爆発的な感染拡大に至らないよう、クラスター対策を重点に、強い危機感を持って感染防止に係る厳重警戒体制を継続する。
- ② 特に人の移動が活発になる、5月の連休が終了するまでの間、感染防止対策を徹底するとともに感染拡大地域との往来は控える。
- ③ 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ④ 市医師会、各医療機関と連携しながら、ワクチンの効率的な接種体制を整備する。
- ⑤ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県新型コロナウイルス重点対策と本市の厳重警戒体制の継続

福島県においては、5月9日まで継続して、クラスターの未然防止にポイント絞った「福島県新型コロナウイルス重点対策」を実施中です。

本市においても、医療提供体制については引き続き警戒が必要な状況であり、県と協調して取り組んでいかなければなりません。

クラスターが連続して発生など、感染者数も拡大傾向にあることから、5月の連休が終了するまでの間、強い危機感を持って感染防止対策を徹底する必要があります。

1都3県や宮城県・山形県など感染拡大地域への不要不急の往来はお控えください。

このため、本市では厳重な警戒体制を継続するとともに、以下の内容について市民の皆さま、事業者の皆さまにお願いするものです。

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

- ① 感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し慎重な行動をお願いします。
※特に注意いただきたいこと
ア. マスクなしでの会話は止めてください
イ. つい気が緩む場に注意してください（昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など）
ウ. 飲食は、なるべく普段一緒にいる人と、小人数、短時間をお願いします
- ② 歓送迎会やお花見等で、大人数で飲食を伴うものは控えてください。
- ③ イベント等開催時には、人と人との間隔を十分に確保するなど、感染防止対策を徹底してください。
- ④ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えるようお願いします。
- ⑤ 県外への移動について次の点に注意してください。
ア. 1都3県や宮城県・山形県など感染拡大地域への不要不急の往来はお控えください
イ. 上記以外の地域への往来は、できるだけ混雑しない平日に移動ください
ウ. 感染リスクを避けることができない場合、往来そのものを控えてください
- ⑥ ⑤アの地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください。
- ⑦ 学習活動や部活動での感染防止対策の再確認と徹底をお願いします。
- ⑧ いつもの花粉症と違うと感じたら、すぐに医療機関に受診、相談センターに相談を。

3. クラスター防止対策の強化

(1) 高齢者施設等での対策強化

- ・ 高齢者施設、障がい者施設、児童施設に対し、留意点を示し、対策強化を要請
- ・ 高齢者施設への手袋の供給
- ・ 高齢者・障がい者（児）施設職員対象の検査相談
- ・ 高齢者・障がい者入所施設従事者を対象としたPCR検査の実施

(2) 飲食店での対策強化

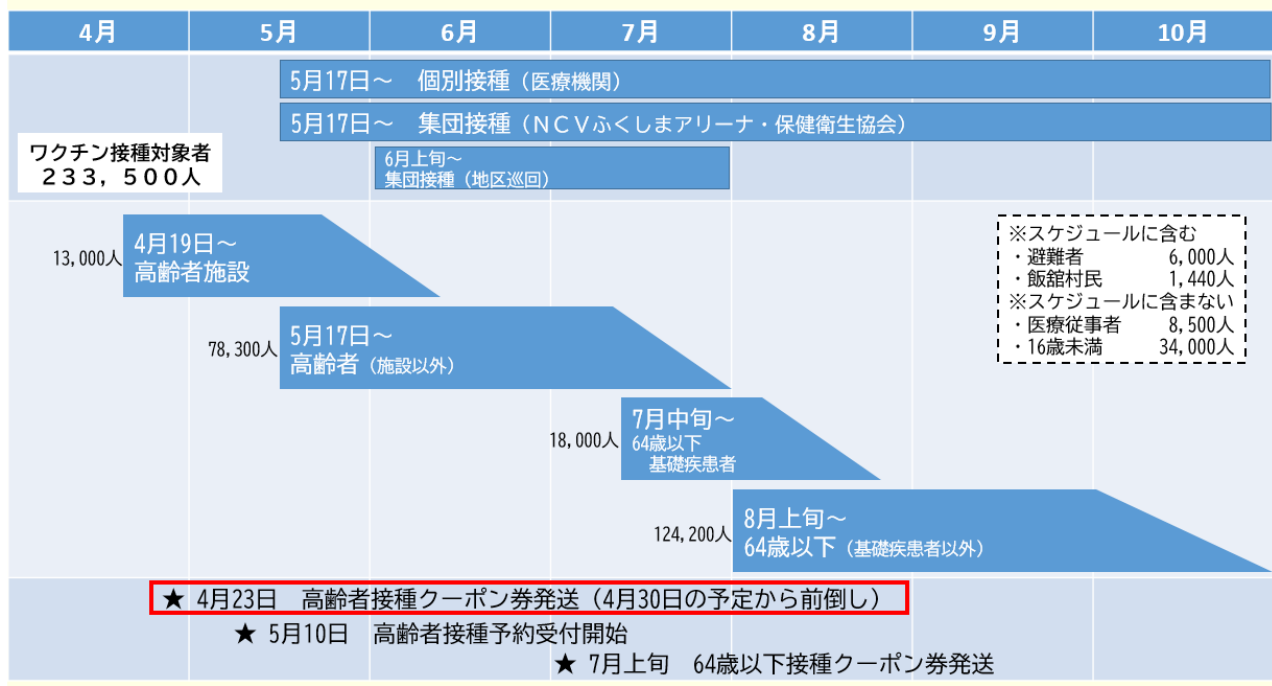
- ・ 接待を伴う飲食店を対象としたPCR検査の実施
- ・ 県の認定制度と連携した飲食店の感染防止対策の徹底を支援する取組

4. 新型コロナワクチン接種の進め方

4月の供給量は限定的であるため、クラスター防止と重症化予防の観点から、高齢者入所施設の入所者から接種を開始します。

→詳細は市長メッセージ No. 29 参照

新型コロナワクチン接種スケジュール(令和3年4月時点)



5. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

市有施設の利用及びイベントにおける人数制限等については、現在の国・県の基準と同様の基準で、適切に対応することを基本とします。

(1) 市有施設の利用

今後も感染防止対策を徹底するとともに、施設の利用状況に応じ、適宜制限等を行います。※利用人数の上限については、下記のイベント等の取扱いを参照

(2) イベント等の取扱い（4月末まで延長）

業種別ガイドラインの遵守を前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、人数上限については、収容人数1万人超の場合は、収容人数の50%以内とし、収容人数1万人以下の場合は、5千人が上限となります。

また、収容率は50%以内が基本となりますが、大声での歓声・声援等がないクラシック音楽コンサート、演劇等の収容率については、収容人数の100%以内となります。

人数上限と収容率については、どちらか小さい方が限度となります。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

- ① マスク常時着用の担保
- ② 大声を出さないことの担保
- ③ 手洗、消毒、換気
- ④ 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- ⑤ 身体的距離の確保
- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限（有症状者の入場防止）
- ⑧ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨ 演者の行動管理（有症状者は出演・練習を控える）
- ⑩ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）
- ⑪ ガイドライン遵守の旨の公表

6. 市の新型コロナウイルス緊急支援等の実施

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給します。

※支給対象者、申請方法など詳細は決まり次第お知らせします

7. [参考] 福島県新型コロナウイルス重点対策⇒別添資料参照

重点対策期間 4月1日（木）～5月9日（日）

(1) 県民の皆様へのお願い

- ① 1都3県や宮城県などのまん延防止等重点措置の対象区域及び山形県など感染拡大地域への不要不急の往来はお控えください。
- ② 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控えるようお願いします。
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」を意識し、慎重な行動をお願いします。

(2) 施設管理者・事業者の皆様へのお願い

- ① 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認
高齢者・障がい者（児）施設では、保健師等による訪問チェックを活用

②大学・専門学校

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底

③小・中・高等学校等

学習活動や部活動での感染防止対策の再確認・徹底

④飲食店等

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

(3) 県の対応

<上記と併せて実施する対応>

①感染拡大が見られる地域の高齢者・障がい者施設の職員等への PCR 検査

②感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策が確認された店舗に
認定ステッカーを交付

<感染が再拡大した場合の対応>

③酒類を提供する飲店等を起点とする感染拡大が見られる地域での、時短要請

令和3年度福島県新型コロナウイルス重点対策

令和3年3月26日（令和3年4月8日改定） 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県内では、2月中旬以降、クラスターの発生により感染者が急増し、再び病床がひっ迫しています。このため、5月9日まで継続して**クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策**を行います。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、御不便、御苦勞をおかけしますが、引き続き、御協力をお願いします。

重点対策期間 4月1日（木）～5月9日（日）

県民の皆さまへのお願い

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

- 地域の感染状況や感染リスクが高まる「**5つの場面**」を**十分意識**し、慎重な行動をお願いします。
- 緊急事態措置が解除された1都3県を始め**まん延防止等重点措置の対象区域（宮城県、大阪府、兵庫県）及び独自の緊急事態宣言中の山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控える**ようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店等の利用は控える**ようお願いします。
- 大人数での飲食を伴う歓迎会やお花見は控える**ようお願いします。

- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設**
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。
・チェックリスト等に基づく自主点検 ・職員一人一人の対策 など
高齢者・障がい者（児）施設では、保健師等による訪問チェックの活用をお願いします。
- 大学・専門学校**
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。（例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、感染拡大地域への旅行や帰省など）
- 小・中・高等学校等**
学習活動や部活動での感染防止対策の再確認と徹底をお願いします。
- 飲食店等**
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

<上記と併せて実施する対応>

- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。
- 感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し認定ステッカーを交付します。（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）

<感染の再拡大が見られた場合の対応>

- 酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を検討します。